



み春野自治会たより

令和4年度 第10号

令和5年2月19日
み自発第22-54号

新年を迎えて1ヶ月半、「雨水」の頃となり寒い日が続いたかと思うと温かくなり…を繰り返すようになり、いよいよ冬から春へと季節が変わっていく時期になってきました。また新型コロナウイルス感染症も第8波のピークは過ぎたと見られ感染者報告数も減少傾向で、政府は5月に感染症法上の2類から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる方針を決めました。いよいよウイズコロナでの日常を取り戻す段階に入ってきたと思います。自治会としても来たる通常総会は、4年ぶりにリアルでの開催を検討しています。

【自治会通常総会に向けたスケジュール】

本年度の活動総括と次年度の活動計画を役員会にて検討しています。具体的な内容については、4月に予定している通常総会にて報告させていただきます。通常総会に向けた当面のスケジュールは以下の通りです。

- 2月19日(日) [班長会] 次期班長・副班長選出依頼書配布
- 2月19日(日) [班長・副班長] 次期役員候補者(不足数)抽選
- 3月 5日(日) [役員会] 次期役員候補者決定(最終)
- 3月 5日(日) [役員会] 総会議案書・会計予算の検討、総会開催要領を決定
- 3月19日(日) [班長会] 総会開催案内状配布
- 4月 8日(土) [監事、会計担当役員] 会計監査
- 4月 9日(日) [役員会] 総会議案書最終決定・印刷・配布
- 4月22日(土) 総会出欠・委任状(議決権行使書)の提出期限
- 4月23日(日) 通常総会開催

【各部からのお知らせ】

1. 交通安全部より

《 一時停止は確実に停止を！ 》

日頃、車両の運転中に、一時停止の標識がある交差点において、こっそり警察が取り締まりをされていてハツとしたり、ホツとしたりした経験はありませんか？中には無意識に一時停止を怠って罰則を受けた経験もあるかもしれません。実際の路上の運転状況を見ていると、停止線の手前で確実に停車することなく、ダラダラと交差点に進入する車をよく見かけます。仮に徐行していたとしても、咄嗟に死角から歩行者が現れ接触によって怪我を負わせる可能性もあります。おそらく運転者は、「ちゃんと安全確認しているから大丈夫」という感覚かもしれませんが、確実に停車しようという意識のない方も多いのではないかと思います。是非ともご自身の運転を振り返って頂き、運転の際には確実な一時停止を意識していただけますようお願いいたします。

もちろん、一時停止の標識の有無に限らず、あらゆる交差点に危険は潜んでいますので、くれぐれも安全確認を確実に行うよう心掛けましょう。

2. 環境衛生部より

《 犬やネコなどのペット愛好家の皆さん 》



多くのペット愛好家が、み春野ライフをエンジョイされています。その前提となることとして、愛好家の皆さんがペットを飼っていない方や、そもそも犬やネコなどが苦手というみ春野住民の方々のことを思いやり、基本的なルールを守っていただくことが重要です。多くの皆さんは、ルールを守り、**特に犬の散歩時における排泄物の適正処理にご協力**いただいております。**(散歩されるご家族の皆様と情報共有をお願いします)**

★犬のフン対策:チョーク作戦にご参加ください!

犬のフンの対策として、路上に放置された犬のフンの周りに白いチョークで円と日付を描いて、**犬のフンを放置するごく一部の飼い主に注意を促します**。集会所のカウンターに自治会でチョークとチョークを入れるビニール袋を用意しました。この活動にご賛同頂き、犬の散歩やご自身のウォーキングのついでにチョーク作戦に参加していただける方は、集会所までチョークを取りに来てください。み春野が住みやすい、綺麗な街になるよう、ご協力をお願いします。



★ 軽犯罪法第1条第27号に「公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を捨てた者」は「これを勾留又は科料に処する」とあります。

むやみに犬のふんを放置することは軽犯罪法違反です。

★千葉市の動物保護指導センターに相談

TEL:043-258-7817(平日8時30分から午後5時30分まで)

★千葉市:よくあるご質問(FAQ):近所の犬・猫で困っているのですが。(city.chiba.jp)



《 庭木・生垣の剪定、その他近隣環境問題についてのお願い 》

最近、庭木・生垣や雑草の繁茂に関する苦情が自治会にも多く寄せられています。

ご自宅の庭は適時適切に管理・手入れを行わないと、知らず知らずのうちに樹木の高枝や雑草がフェンスを越えてはみ出したりすると一部日陰を作ったり雑草の根が張ったりして、隣りのお宅に不安やご迷惑を掛けることになってしまいます。

また排水溝の蓋(グレーチング)に雑草等が覆いかぶさっているケースも見受けられます。その場合大雨が降った場合に排水溝に水が流れず周辺道路に溢れてしまいます。

み春野の皆さんがお互いに毎日を気持ちよく過ごしていくことの出来るように、わが家の庭は自らできちんと管理するという意識をもって適正な管理を心掛けましょう。

剪定枝等(木の枝・落葉・刈り草等)は、可燃ごみの日(毎週火曜日と金曜日)ではなく「資源ごみの日(毎月第1・3水曜日)」に出すようにお願いします!!

* 住宅用地で空地となっている場所の雑草は土地の所有者が刈り取るのが原則ですので、連絡先が明記されている場合はそちらに刈り取りを依頼してください。連絡先が不明な場合は班長さんまたは役員宛てご連絡をお願いします。

《 敷地境界線について 》

家を建て替えたり、あるいは新しく塀や垣根をつくろうとしたときに、土地の境界がはっきりせず、隣近所の方と争いになることがあります。このようなトラブルは、土地の境界を明確に示す境界標が設置してあれば防ぐことができます。皆さんが所有している土地の周りに、その土地の境界を示す目印はありますのでご確認願います。



3. 防災部より

《 み春野の防災を共に考え実践する。 》

自治会防災部と協働し地域における防災活動に取り組む「千葉しみ春自主防災組織」において、「防災人材バンク」の登録を開始して5か月が経過しました。

既に、「得意分野を持ちの方」や「防災に興味・関心がある方」に登録いただいているところでありますが、趣旨にご賛同いただき、お力添えいただける方の登録を継続させていただくことと致します。

また、自主防災組織の役員については、自治会役員兼任の制限規定を撤廃したところですが、既に自治会活動の経験者等から組織運営にお力添えいただける旨の声を頂戴しております。

会員の皆様には、「地域に防災知識を広めよう」のもと、災害から「命を守る」ための備えがしっかりできるよう自助の促進をお願い致します。

さらには、「安否確認ができる関係をつくろう」のもと、発災時には、近隣において、お互いに助け合うことができるよう共助の視点からの関係づくりについて日頃から取り組んでいただけるよう期待致します。

自治会では、「地域の特性を把握しよう」のもと、まちの防災組織として、地域の特性に合った減災活動や防火啓発を展開致します。

防災活動に関するご提案や自主防災組織や避難所運営委員会にお力添えいただける方におかれましては、自治会集会所又は各班の担当役員までご一報ください。

なお、「防災人材バンク」への登録に関しては、ホームページ上に登録フォームを開設する予定です。

3月1日から7日にわたり、春季全国火災予防運動が実施されます。空気が乾燥する時期でもありますので、火災に対する警戒と出火防止をお願いします。

4. 防犯部より

《 電話 de 詐欺情報 》

年末・年始千葉以内において千葉市民局市民自治推進部地域安全課より電話de詐欺の予兆電話が多発しているとの情報があります。

電話は、千葉市役所や各区役所の職員を騙り「還付金がある。書類を送った。」等と騙す内容となっているとの事です。このような電話が来た場合はすぐに家族や警察に相談するようにしてください。

電話de詐欺に騙されないようにするためには、犯人と会話をしないことが一番ですので、留守番電話を設定し、知らない番号からの着信には応答しないようにしましょう。また、携帯電話を使いながらATMを操作している方を見かけた際は、近くの店員や警察に知らせて頂き、詐欺被害防止に協力しましょう。

《 全国で屋内での組織的強盗事件が発生！ 》

ニュース等の報道でご存じの通り、全国で屋内強盗が多発しております。

傾向としては、住人の在宅時に宅配業者などを装って屋内に侵入し、住民を拘束したうえで、金品を奪う手荒なものが多く、事前に電話de詐欺を思わせる電話があった例もあります。電話de詐欺の予兆電話があった際は、強盗事件に遭う可能性もありますので、自宅に保管している金品について話すようなことを絶対にしないようにしましょう。

ガス・水道・電気の検針員が訪問してきた際は、安易にドアを開け、自宅に入れることなく、インターホンカメラ越しに身分証を確認するなど、各社に確認を取ってから対応するとともに、玄関や窓の戸締りをしっかりと。宅配便についてもインターホンカメラに送付伝票を映してもらうなど十分注意しましょう。

また、大雨、降雪等、の後にも、地域情報の調査等をかたって、同様の手口が発生するおそれがあるので、引き続きご注意をお願いいたします。

万が一、強引に家の中に上がりこんでくるようなことがあればすぐに110番通報してください。立ち去った場合でもインターホンカメラや防犯カメラで相手を撮影していれば、警察署へ画像提供することで防犯活動に協力することが可能です。不信な電話があった、不審者を目撃した場合は警察署へ通報をお願いします。

5. その他

《 特養ホーム(み春野れんげの丘)建設計画 》

昨年7月10日に事前説明会のあった社会福祉法人高志会から千葉市の特別養護老人ホーム整備事業の補助金対象として選定された旨の報告がありました。

み春野に隣接する花見川区宇那谷町182外に建設するもので、令和7年4月を開設予定としています。この2月から測量・ボーリング調査を行い、10月着工予定とのことです。着工前にあらためて近隣住民宛て説明会を予定することですので、その際にはご案内をさせていただきます。

み春野自治会たより、自治会ホームページに対するご意見等、お待ちしております。

メールまたはFAX、電話、文書にて自治会広報部までご連絡ください。

(自治会ホームページ <http://www.miharuno.shop/>)

電話 FAX:043-239-6733

メール: miharuno_jichikai@hop.ocn.ne.jp

み春野自治会広報部